

入 札 公 告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月14日

栗原市長 佐 藤 智

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 番 号 都計高工第8－4号
工 事 名 (仮称) 高清水城址公園外構工事
- (2) 施 工 場 所 栗原市高清水東館 地内ほか
- (3) 工 期 契約締結日の翌日 から 令和9年3月31日 まで
- (4) 工 事 概 要 敷地造成工 N=1式
電気設備工
照明設備工 N=4基
園路広場整備工
アスファルト舗装 A=924㎡
透水性アスファルト舗装 A=1,520㎡
透水性平板ブロック舗装 A=195㎡
サービス施設整備工
案内看板 N=8基
管理施設工
擬木柵 L=58m
建築施設組立設置工
四阿 N=2基
植栽工 N=1式
仮設工 N=1式
- (5) 支 払 条 件 令和8年度 前払い 有
- (6) 契 約 保 証 金 契約金額の10分の1以上の額
- (7) 低入札価格調査 有（調査基準価格及び失格基準価格を設定）
- (8) 入 札 方 式 制限付一般競争入札（総合評価落札方式（特別簡易型））
- (9) 週 休 2 日 工 事 対象

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

栗原市から栗原市建設工事執行規則（平成17年栗原市規則第174号）第4条の規定に基づく令和7・8年度競争入札参加登録（以下「登録」という。）を受けている業者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

登録業種	土木一式工事
登録等級	S等級
事業所の所在に関する条件	栗原市内に本社（本店）、支店・営業所等で登録していること。
施工実績に関する条件	なし

配置技術者に関する条件	① 建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係のある主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）をこの工事現場に配置できること。 ② 技術者は、建設業法の規定により専任で配置することが必要な場合にあつては入札期日（4の表に定める開札の期日をいう。以下同じ）の前日から起算して3か月以上前から、それ以外の場合にあつては入札期日の前日から、引き続き入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。 ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であること。
入札保証金	免除
その他	その他入札に係る事項については、別紙制限付一般競争入札（総合評価落札方式（特別簡易型））入札公告共通事項に示すとおりとする。

3 入札・工事担当

区分	担当課	電話番号	住 所
入札・受付担当	栗原市 総務部 管財課 契約係	0228-22-1116 (内線 256)	〒987-2293 栗原市築館薬師一丁目7番1号
工事担当	栗原市 建設部 都市計画課 都市計画係	0228-22-1154 (内線 542)	〒987-2293 栗原市築館薬師一丁目7番1号

4 入札日程等

手 続 等	期 間・期 日・期 限	場 所
入札参加資格確認申請書類交付 ※注2	令和8年9月14日（月）から 令和8年9月24日（木）まで	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所総務部管財課 契約係
設計図書等の閲覧及び貸出	令和8年9月14日（月）から 令和8年10月6日（火）まで	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所総務部管財課 閲覧場所
設計図書等に対する質問の受付	令和8年9月14日（月）から 令和8年9月24日（木）まで	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所総務部管財課 契約係
入札参加資格確認申請書類提出	令和8年9月24日（木） 午後4時まで	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所総務部管財課 契約係
入札参加資格確認書の送付	令和8年10月1日（木）	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所総務部管財課 契約係
設計図書等に対する質問回答書の閲覧	令和8年10月1日（木）から 令和8年10月6日（火）まで	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所総務部管財課 閲覧場所
入 札	令和8年10月7日（水） 午前10時から	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所 2階 講堂
入札結果の公表	落札決定した日の翌日を予定	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所総務部管財課 閲覧場所

※ 上記の期間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※ 入札関係書類・各種様式等については、栗原市ホームページの入札・契約情報からダウンロードすること。

5 入札参加資格確認申請の提出書類

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を正1部提出しなければならない。

- ① 栗原市建設工事執行規則取扱要綱（平成17年栗原市訓令第57号）に定める入札参加資格確認申請書（様式第2号）
- ② 栗原市建設工事執行規則取扱要綱に定める配置技術者届出書（様式第8号）並びに配置する技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類
- ③ 栗原市建設工事執行規則取扱要綱に定める資本関係又は人的関係がある者に係る申告書（様式第11号）

6 工事費内訳書の提出について

- (1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を記載していること。
- (3) 工事費内訳書は、返却しない。

7 総合評価項目及び落札者決定基準

栗原市建設工事特別簡易型総合評価落札方式落札者決定基準による。

8 総合評価落札方式における価格以外の評価に必要な書類（以下「総合評価技術資料」という。）

- (1) 総合評価技術資料については、下記様式に必要な事項を記入し、入札時に提出すること。
 - ① 別記様式1 栗原市建設工事特別簡易型総合評価落札方式・価格以外の総合評価技術資料
 - ② 別記様式2 同種工事の施工実績
 - ③ 別記様式3 主任（監理）技術者等の資格・工事実績
- (2) 落札候補者が決定した段階で、落札候補者から総合評価技術資料に記載した内容についての確認資料の提出を求める。

9 提出された総合評価技術資料の取り扱い

- (1) 提出された総合評価技術資料は、入札参加の審査・評価以外に使用しない（当該総合評価技術資料を提出した入札参加者の承認を得た場合を除く。）。
- (2) 提出された総合評価技術資料は、返却しない。
- (3) 提出された総合評価技術資料の差し替え、再提出などによる訂正は認めない。
- (4) 総合評価技術資料の提出がないもの及び同資料に記載がないものの入札は無効とする。
- (5) 総合評価技術資料の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められる場合には、配置予定者の技術者に対してヒアリングを実施することがある。
- (6) 総合評価技術資料の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

10 落札者の決定方法

栗原市建設工事特別簡易型総合評価落札方式落札者決定基準による。

11 設計図書の閲覧等

設計図書の閲覧並びに貸出の期間及び場所は、4に示すとおりとする。

12 その他

別紙制限付一般競争入札（総合評価落札方式（特別簡易型））公告共通事項に示すとおりとする。